

## 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る利用概要等の公表について

住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第11条第3項の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）について公表いたします。

閲覧年月日	国又は地方公共団体の機関の名称	閲覧に係る住民の範囲	請求事由の概要
R5. 10. 19	自衛隊神奈川地方協力本部	磯子区全域	自衛官募集事務のため
R5. 10. 19	自衛隊神奈川地方協力本部	磯子区全域	自衛官募集事務のため
R5. 10. 20	自衛隊神奈川地方協力本部	磯子区全域	自衛官募集事務のため
R5. 10. 20	自衛隊神奈川地方協力本部	磯子区全域	自衛官募集事務のため
R5. 10. 30	横浜市（磯子区総務課）	磯子二丁目、三丁目、五丁目、六丁目、八丁目、洋光台四丁目～六丁目	令和5年住宅・土地統計調査の審査事務（統計法第2条第4項及び第16条、統計法施行令第4条）
R5. 10. 31	横浜市（磯子区総務課）	磯子台、岡村一、三、五、八丁目、汐見台一丁目～三丁目、杉田一丁目、三丁目～五丁目、七丁目、丸山一丁目、森一丁目～四丁目、洋光台一丁目～六丁目	令和5年住宅・土地統計調査の審査事務（統計法第2条第4項及び第16条、統計法施行令第4条）
R5. 11. 1	横浜市（磯子区総務課）	磯子二、三丁目、杉田七、八丁目、杉田坪呑、滝頭二、三丁目、田中一丁目、中原一丁目～四丁目、西町、原町、馬場町、氷取沢町、森一、三、六丁目	令和5年住宅・土地統計調査の審査事務（統計法第2条第4項及び第16条、統計法施行令第4条）
R5. 11. 2	横浜市（磯子区総務課）	磯子四、六、八丁目、栗木三丁目、下町、森四～六丁目、滝頭一、三丁目、中原三丁目、広地町、久木町、東町、丸山一丁目、森が丘二丁目	令和5年住宅・土地統計調査の審査事務（統計法第2条第4項及び第16条、統計法施行令第4条）